

独評発第 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

独立行政法人評価委員会
委員長 山口 修

意見書(案)

独立行政法人国立健康・栄養研究所の平成25年度に係る独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第38条第1項に規定する財務諸表について、同条第3項の規定に基づく独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

通則法第38条第1項に規定する財務諸表については、独立行政法人国立健康・栄養研究所から平成26年6月24日付健栄発第0624001号により行われた承認申請のとおり承認することが適当である。